

出前講座報告書

実施日時	2020 年 9 月 17 日 13:30～14:30	主催者名	津軽保健生協社会保障平和委員会
講師名	高松利昌	会場名	津軽保健生協会館
テーマ	国民健康保険料の引き下げを求める運動について		
参加人数	14 人	報告者	鈴木健仁、高松利昌

《質問された内容など》

【講座内容】

○全世代型社会保障検討会議での議論と中間報告 → 「事故や大病といった大きなリスクができたときにカバーする為に、本来保険というのはある」(麻生財務相発言)→比較的軽いリスクの「風邪薬」等は医療保険から外す。要支援、要介護1・2は介護保険から外す。後期高齢者窓口負担を1割から2割負担。

○国民健康保険とは「助け合う制度」？ → 黒石市(皆さんで助け合う制度)、大鰐町・藤崎町(みんなで助け合おうという制度)、鰺ヶ沢町(日本の社会保障制度)、平川市・弘前市(医療保険制度)

○国民健康保険は「社会保障」 → 国民健康保険法「社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする」

○社会保険制度とは → ①公的医療保険②年金保険③雇用保険④労災保険⑤介護保険

社会保険がもつ2つの性格①「社会原理」→個人のみならず企業(事業主)にも負担を求める。(国等が公費を投入して運営に責任をもつ)、②「保険原理」→私的扶助の原理。サービスを受けたいのであれば保険料を納めなさい(受益者負担論、助け合い)

○国保料滞納世帯 → 所得33万円未満約36%、所得200万円未満85.85% (2016年度弘前市)
滞納理由 → 生活状況の悪化(低収入、年金生活等)52.35% 折衝不能(居住不明、長期出稼ぎ等)
18歳未満の子どもがいる滞納世帯は200世帯、子どもの数は335人。

○人头割と称される「均等割」「平等割」は所得のない人、子どもにも賦課されている。この部分を「0円」にすれば協会けんぽなみの保険料にすることができる。そのためには全国知事会が要望している1兆円を投入すれば実現可能。

○国保料引き下げ → 自治体と世論を説得できる程度に関係団体、議員等と連携、現状を把握・分析、自治体との話し合いを継続して進める。

【質問内容、感想等】

○国保の医療費のハガキはどうして郵送されてくるのか？ → 医療費抑制のため、経費も国保から出ている。

《気づいたことや今後の教訓など》

